

【給与支払報告書の記載にあたっての注意事項】

別添資料「令和7年度給与支払報告書記載例」の番号と照らし合わせながら、ご確認ください。

- ① 受給者の令和7年1月1日の住所、個人番号、氏名、フリガナを正確に記載してください。
- ② 「給与所得控除後の金額（調整控除後）」欄には、⑨の所得金額調整控除額がある場合、所得金額調整控除額を控除した後の金額を記載してください。

【記載例】の場合

給与等の収入金額：860万円 給与所得控除額：195万円 所得金額調整控除額：1万円
「給与所得控除後の金額（調整控除後）」＝860万円－195万円－1万円＝664万円
6,640,000を②に記載する。

- ③ 配偶者（特別）控除については、別添資料「●配偶者控除等の記載要領」を参照し、記載してください。
- ④ ・19歳以上23歳未満の人(平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた人)については、「控除対象扶養親族の数」の「特定」の欄に人数を記載してください。
・16歳以上19歳未満の人(平成18年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた人)については、「控除対象扶養親族の数」の「その他」の欄に人数を記載してください。
・16歳未満の人（平成21年1月2日以降に生まれた人）については、「16歳未満扶養親族の数」の欄に人数を記載してください。
- ⑤ 「(摘要)」欄には下記の事項を記載してください。
 - ・実際の住所地と住民票の住所地が異なる場合は、住民票の住所を記載してください。
 - ・控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載し、16歳未満の扶養親族については、氏名の後に「(年少)」と記載してください。また、「5人目以降の16歳未満の扶養親族等（控除対象扶養親族）の個人番号」欄に個人番号を記載し、氏名と個人番号には同じ（ ）書きの番号を付して対応関係が分かるようにしてください。
 - ・中途就職者について、前職での給与等を通算した場合は、前職の会社名、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額、退職年月日を記載してください。
 - ・原則特別徴収していただくこととなりますが、例外として普通徴収が認められる理由に該当する場合、普通徴収切替理由の符号(普A～普F)のいずれかを記載してください。また、必ず普通徴収切替理由書も提出してください。なお、摘要欄に符号(普A～普F)の記載がない場合は、特別徴収となりますのでご注意ください。
 - ・給与所得者の合計所得が1000万円を超え、かつ、配偶者の合計所得が48万円以下で、配偶者が障がい者に該当する場合、摘要欄に氏名(同配)を記載してください。「障害者の数(本人を除く。)」欄にも人数を記載してください。
- ⑥ 生命保険料の金額の内訳には、各契約の支払った保険料を記載してください。
- ⑦ 「住宅借入金等特別控除可能額」の欄には、平成27年から令和5年までの間に居住した方で、「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」に記載された住宅借入金等特別控除額が算出所

得税額を超える場合に、その控除額を記載し、また、居住開始年月日を必ず記載してください。
 「住宅借入金等特別控除区分」の欄には、適用を受けている区分を次のように記載してください。

区分	控除申告書・証明書の表示	記載方法
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）	（元号●年中居住者用）	住
一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。） で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者 ・特例居住用家屋用）	住(特家)
認定住宅（等）の新築（取得）等に係る住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・ 認定住宅（等）用）	認
認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合 で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	（元号●年中居住者・ 認定住宅等（特例認定住宅等）用）	認(特家)
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	（元号●年中居住者・ 特定増改築等住宅借入金等特別控除用）	増
東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築等をした家屋に係る住宅借入金等について震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定（以下「震災再取得等」といいます。）の適用を選択した場合	（元号●年中居住者・ 震災再取得等用）	震
震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当するとき	（元号●年中居住者・ 震災再取得等（特例居住用家屋）用）	震(特家)

また、上記の中で特定取得に該当する場合には、「(特)」を、特別特定取得に該当する場合（「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。）には「(特特)」を、特例特別特例取得に該当する場合には「(特特特)」を併記してください。

※住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける場合には、必ず住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日と住宅借入金等特別控除区分の記載をしてください。記載がない場合は住民税からの控除の適用ができなくなりますので、ご注意ください。

- ⑧ 基礎控除の額を記載してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、記載する必要はありません。
- ⑨ 所得金額調整控除額がある場合、所得金額調整控除額を記載してください。

【記載例】の場合

{860万円（給与等の収入金額）－850万円}×10%＝1万円（所得金額調整控除額）
 10,000を⑨に記載する。

- ⑩ 「控除対象扶養親族」・「16歳未満の扶養親族」の欄には、氏名、フリガナ、個人番号を正確に記載してください。（市外居住者の場合は「区分」に「○」を記載してください。）
また、控除対象扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄の内容に応じて、次のとおり記載してください。

●控除対象扶養親族の区分

控除対象扶養親族の区分	記載方法
居住者	空欄※1
非居住者（30歳未満又は70歳以上）	01
非居住者（30歳以上70歳未満、留学生※2）	02
非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）	03
非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3）	04

- ※1 源泉徴収票をe-Tax等で税務署へ提出する場合は、「00」と記録してください。
 ※2 「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいいます。
 ※3 「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者をいいます。
 ※4 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。

（注）1 受給者に交付する源泉徴収票には、マイナンバーは記載しません。

2 「（源泉・特別）控除対象配偶者」欄及び「控除対象扶養親族」欄は、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」の記載に応じ、年の途中で退職した受給者に交付する源泉徴収票にも記載する必要がありますので、ご注意ください。

- ⑪ 民法改正により、成年者の年齢が20歳から18歳に引き下げられました。受給者の方が賦課期日現在で満18歳未満（平成19年1月3日以後に生まれた人）に該当する場合は「未成年者」欄に「○」印を記載してください。
 ⑫ 寡婦又はひとり親控除に該当する場合は、「○」印を記載してください。
 ⑬ 生年月日を必ず記載してください。「元号」欄には、昭和、平成等を漢字で記載してください。
 ⑭ 給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。
 ⑮ **定額減税について**

【年末調整をした給与等の場合】

令和6年分所得税の定額減税に関する事項を次のように記載してください。

内 容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 （注）控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 （注）同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。

※「(摘要)」欄の記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないようにしてください。

【年末調整をしない給与等の場合】

令和6年分所得税の定額減税に関する事項の記載は不要です。

※令和6年6月1日以後に受給者が退職し、年末調整をしなかった場合には、再就職先での年末調整又は確定申告で最終的な定額減税の精算を行います。

※令和5年1月1日以降、各市区町村へ書面で提出する給与支払報告書の提出枚数が2枚から1枚になっています。